



許可番号00140004746号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)5月27日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)8月4日

1. 事業の範囲

- 埋立(燃え殻、産業廃棄物を処分するために処理したもの)、
焼却(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、以上、水銀使用製品産業
廃棄物であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含み、燃え殻、汚泥、廃酸、
廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収
義務がないものに限る。)を含む。)、
ばい焼(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、以上、水銀使用製品産業廃棄物であるもの
を含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有
ばいじん等であるものを含む。)、
水銀の分離(破碎・選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物で
あるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等である
もの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))、
水銀の分離(解体・選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物で
あるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等である
もの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))、
水銀の分離(選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物で
あるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等である
もの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))、
分離(汚泥(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)、廃油)、
切断・破碎・選別(汚泥、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、
中和・水銀の分離(廃酸、廃アルカリ、以上、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務
がないものに限る。)を含む。))、
フレームの分離、ガラスの破碎・剥離(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート
くず及び陶磁器くず、以上、太陽電池モジュールに限る。))。
以下余白。

(第2面に続く)

令和7年(2025年)5月26日 許可証交付

(オホーツク総合振興局)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの焼却施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成7年(1995年)3月9日
処理能力 1. 2t/日(24時間)、0.05t/時間
許可年月日 平成7年(1995年)3月9日
許可番号 衛施第15-43号

- (2) 施設の種類 廃油、廃プラスチック類の焼却施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成13年(2001年)4月11日
処理能力
(廃プラスチック類)
4. 80t/日(24時間)、
0.20t/時間
許可年月日 平成12年(2000年)9月7日
許可番号 網環生第93号

(廃油)
0.48t/日(24時間)、
0.02t/時間

- (3) 施設の種類 廃乾電池(水銀又はその化合物を含む汚泥、廃プラスチック類、廃油、金属くずの混合物)のばい焼・焼却施設、水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成16年(2004年)1月16日
処理能力

(廃乾電池)
100.8t/日(24時間)、
4.2t/時間

(水銀又はその化合物を含む汚泥)
81.3t/日(24時間)、
3.388t/時間

(廃プラスチック類)
3.12t/日(24時間)、
0.1302t/時間

(その他の産業廃棄物)
16.32t/日(24時間)、
0.6804t/時間

許可年月日 平成15年(2003年)2月3日
許可番号 網環生第167-5号

- (4) 施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんのばい焼施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成6年(1994年)12月19日
処理能力

(汚泥)
18.7t/日(24時間)、
0.78t/時間

(廃プラスチック類)
0.09t/日(24時間)、
0.0038t/時間

(金属くず)
4.65t/日(24時間)、
0.19t/時間

(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
4.65t/日(24時間)、
0.19t/時間

許可年月日 平成6年(1994年)12月19日
許可番号 衛施第15-30号

(第3面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

(5)施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんのばい焼施設
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成9年(1997年)12月12日
処理能力
(燃え殻) 4.65t/日(24時間)、0.19t/時間
(廃油) 0.90t/日(24時間)、0.038t/時間
(廃プラスチック類) 0.09t/日(24時間)、0.0038t/時間
(金属くず) 4.65t/日(24時間)、0.19t/時間
(汚泥) 38.78t/日(24時間)、1.62t/時間
(廃酸) 2.00t/日(24時間)、0.083t/時間
(動植物性残さ) 3.00t/日(24時間)、0.13t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 4.65t/日(24時間)、0.19t/時間
許可年月日 平成9年(1997年)7月9日
許可番号 網環生第196号

(6)施設の種類 廃酸化銀電池(水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずの混合物)、水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずのばい焼施設
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成25年(2013年)10月28日
処理能力
(廃酸化銀電池(水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずの混合物)) 0.96t/日(24時間)、0.04t/時間
(汚泥) 0.22t/日(24時間)、0.0091t/時間
(金属くず) 0.22t/日(24時間)、0.0091t/時間
許可年月日 平成25年(2013年)7月31日
許可番号 才環生第1595号

(7)施設の種類 金属くず(リチウムイオン電池、リチウムスクラップに限る。)のばい焼(酸化)施設
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成26年(2014年)7月1日
処理能力 1t/日(8時間)、0.125t/時間

(8)施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(蛍光灯、水銀灯)の前処理(破碎・選別)施設
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成7年(1995年)8月1日
処理能力 10t/日(8時間)、1.25t/時間

(9)施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(蛍光灯、水銀灯)の洗浄処理(破碎・選別)施設
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成14年(2002年)9月4日
処理能力 40.3t/日(13時間)、3.1t/時間

(第4面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (10) 施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(廃蛍光管)(水銀使用製品産業廃棄物を含む)の前処理(破碎・選別)施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成22年(2010年)7月1日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間
- (11) 施設の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)の破碎・選別施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成29年(2017年)10月1日
処理能力 0.8t/日(8時間)、0.1t/時間
- (12) 施設の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)の解体・選別施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成29年(2017年)10月1日
処理能力 0.45t/日(8時間)、0.05625t/時間
- (13) 施設の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)の選別施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成29年(2017年)10月1日
処理能力 0.5t/日(8時間)、0.0625t/時間
- (14) 施設の種類 汚泥、廃油の分離施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成31年(2019年)3月13日
処理能力 4.8m³/日(24時間)、0.2m³/時間
- (15) 施設の種類 汚泥、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物の切断・破碎・選別施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 令和元年(2019年)7月1日
処理能力 24t/日(24時間)、1.0t/時間
- (16) 施設の種類 廃酸、廃アルカリ、以上、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含むものの中和・水銀の分離施設
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 平成13年(2001年)12月12日
処理能力 4.0m³/日(8時間)、0.5m³/時間
- (17) 施設の種類 管理型最終処分場
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 令和2年(2020年)12月22日
処理能力 面積 27,675.2m²、容積 149,069m³
許可年月日 令和元年(2019年)11月27日
許可番号 オ環生第2798号
- (18) 施設の種類 フレームの分離、ガラスの破碎・剥離施設(太陽電池モジュールに限る。)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
設置年月日 令和7年(2025年)4月10日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

(第5面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

(19) 施設の種類 保管場所1
(衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 4.32㎡
種類 ・汚泥
保管上限 17.11㎡

(20) 施設の種類 保管場所2
(衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 2.16㎡
種類 ・廃酸
保管上限 1.08㎡

(21) 施設の種類 保管場所3
(衛施第15-43号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 1.59㎡
種類 ・廃油
保管上限 3.2㎡

(22) 施設の種類 保管場所4
(網環生第93号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 116.64㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 461.89㎡

(23) 施設の種類 保管場所5
(網環生第93号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 3.57㎡
種類 ・廃油
保管上限 7.2㎡

(24) 施設の種類 保管場所6
(網環生第167-5号
ばい焼・焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(14号倉庫)
面積 61.92㎡
種類 ・水銀又はその化合物を含む汚泥、
廃プラスチック類、廃油、
金属くずの混合物 (廃乾電池)
保管上限 124.8㎡

(25) 施設の種類 保管場所7
(網環生第167-5号
ばい焼・焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 186.28㎡
種類 ・水銀又はその化合物を含む汚泥、
廃プラスチック類、廃油、
金属くずの混合物 (廃乾電池)
保管上限 370.4㎡

(26) 施設の種類 保管場所8
(衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(3号倉庫)
面積 84.31㎡
種類 ・汚泥
保管上限 167.2㎡

(27) 施設の種類 保管場所9
(衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 1.4㎡

(28) 施設の種類 保管場所10
(衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・金属くず
保管上限 1.4㎡

(29) 施設の種類 保管場所11
(衛施第15-30号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(3号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリート
くず及び陶磁器くず
保管上限 1.4㎡

(30) 施設の種類 保管場所12
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・燃え殻
保管上限 1.4㎡

(第6面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

(31) 施設の種類 保管場所 13
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 255.02㎡
種類 ・汚泥
保管上限 352.8㎥

(32) 施設の種類 保管場所 14
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・廃油
保管上限 0.8㎥

(33) 施設の種類 保管場所 15
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・廃酸
保管上限 0.7㎥

(34) 施設の種類 保管場所 16
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 6.05㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 10㎥

(35) 施設の種類 保管場所 17
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 1.59㎡
種類 ・動植物性残さ
保管上限 2.8㎥

(36) 施設の種類 保管場所 18
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・金属くず
保管上限 0.7㎥

(37) 施設の種類 保管場所 19
(網環生第196号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 0.79㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリート
くず及び陶磁器くず
保管上限 1.4㎥

(38) 施設の種類 保管場所 20
(オ環生第1595号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(14号倉庫)
面積 2.46㎡
種類 ・水銀又はその化合物を含む汚泥、
金属くずの混合物(廃酸化銀電池)
保管上限 4.91㎥

(39) 施設の種類 保管場所 21
(オ環生第1595号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(14号倉庫)
面積 2.46㎡
種類 ・金属くず
保管上限 4.91㎥

(40) 施設の種類 保管場所 22
(オ環生第1595号 ばい焼施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(14号倉庫)
面積 2.46㎡
種類 ・汚泥
保管上限 4.91㎥

(41) 施設の種類 保管場所 23
(金属くずのばい焼(酸化)施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 1.58㎡
種類 ・金属くず(リチウムイオン電池、
リチウムスクラップ)
保管上限 1.6㎥

(42) 施設の種類 保管場所 24
(前処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(9号倉庫)
面積 31.80㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(蛍光灯、水銀灯)
保管上限 57.24㎥

(第7面に続く)



許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

(43) 施設の種類 保管場所 25
(前処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 98.78㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 182.4㎡

(44) 施設の種類 保管場所 26
(前処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 31.50㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 56.70㎡

(45) 施設の種類 保管場所 27
(前処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 22.68㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 88.45㎡

(46) 施設の種類 保管場所 28
(洗浄処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(9号倉庫)
面積 129.98㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 281.12㎡

(47) 施設の種類 保管場所 29
(洗浄処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(10号倉庫)
面積 435.09㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 774.99㎡

(48) 施設の種類 保管場所 30
(洗浄処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 166.32㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 304㎡

(49) 施設の種類 保管場所 31
(洗浄処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 64.26㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物(廃蛍光管、水銀灯)
保管上限 115.66㎡

(50) 施設の種類 保管場所 32
(前処理(破碎・選別)施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(16号倉庫)
面積 31.50㎡
種類 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くずの混合物
(廃蛍光管)
保管上限 56.70㎡

(51) 施設の種類 保管場所 33
(破碎・選別、解体・選別、選別施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
(11号倉庫)
面積 87.71㎡
種類 ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、
廃プラスチック類、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くずの混合物
(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
保管上限 175.43㎡

(52) 施設の種類 保管場所 34
(汚泥・廃油の分離施設)
設置場所 北見市留辺蘂町富士見217番1
面積 12.7㎡
種類 ・汚泥、廃油の混合物
保管上限 19.2㎡

(第8面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

(3) 施設の種類 保管場所35
(切断・破碎・選別分離施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
面積 200㎡
種類 ・汚泥、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及陶磁器くずの混合物
保管上限 340㎡

(4) 施設の種類 保管場所36
(網環生第93号 焼却施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(13号倉庫)
面積 4.32㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 17.11㎡

(5) 施設の種類 保管場所37
(中和・水銀の分離施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(18号倉庫)
面積 2.16㎡
種類 ・廃液(水銀含有ばいじん等であるもの
(水銀回収義務がないものに限る。)
を含む。)
保管上限 2.16㎡

(6) 施設の種類 保管場所38
(中和・水銀の分離施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
(18号倉庫)
面積 2.16㎡
種類 ・廃アルカリ(水銀含有ばいじん等
であるもの(水銀回収義務がないもの
に限る。)を含む。)
保管上限 2.16㎡

(7) 施設の種類 保管場所39
(太陽電池モジュールの処理施設)
設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
面積 60.8㎡
種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及陶磁器くず
太陽電池モジュールに限る。
保管上限 121.6㎡

3. 許可の条件

(第9面に続く)

許可番号 第00140004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年(1993年)	8月11日	許可の更新
平成8年(1996年)	7月22日	変更許可 (選別(廃プラスチック類)、破碎・選別(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成10年(1998年)	8月11日	許可の更新
平成15年(2003年)	8月5日	許可の更新
平成16年(2004年)	5月1日	事業の一部廃止届出(埋立(がれき類)の削除。)
平成20年(2008年)	9月10日	許可の更新
平成24年(2012年)	6月20日	事業の一部廃止届出(埋立(汚泥、鉱さい、ばいじん)の削除。)
平成25年(2013年)	8月9日	許可の更新
平成29年(2017年)	12月1日	変更許可 (水銀の分離(破碎・選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))、水銀の分離(解体・選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))、水銀の分離(選別(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。))の追加。)
令和元年(2019年)	5月25日	変更許可 (分離(汚泥(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)、廃油)の追加。)
令和元年(2019年)	8月27日	変更許可 (切断・破碎・選別(汚泥、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
令和2年(2020年)	11月17日	許可の更新
令和3年(2021年)	12月25日	変更許可 (中和・水銀の分離(廃酸、廃アルカリ、以上、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。)の追加。)
令和7年(2025年)	5月27日	変更許可 (フレームの分離、ガラスの破碎・剥離(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、以上、太陽電池モジュールに限る。)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

